



平成 31 年 2 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 P A L T E K
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 矢 吹 尚 秀
(コード番号 7587 東証第二部)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 オ ー レ シ ョ ナ ル サ ー ビ ス
テ ー イ ビ シ ョ ン 本 部 長 井 上 博 樹
(TEL 045-477-2000)

平成 30 年 12 月期決算短信の開示が期末後 50 日を超えたことに関するお知らせ

当社は、本日、平成 30 年 12 月期決算短信の開示を行いました。当該開示が決算期末後 50 日を超えた理由及び今後の決算開示について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決算短信の開示が期末後 50 日を超えた理由

当社は平成 31 年 2 月 12 日付「平成 30 年 12 月期決算発表の延期に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、平成 30 年 12 月期決算作業の過程において当社連結子会社である PALTEK Hong Kong Limited (以下、PALTEK 香港という)での決算数字の最終確定作業で遅延が発生しました。PALTEK 香港における決算作業の過程で会計処理の誤りを発見し、その精査に時間を要しました。重ねてその他取引においても誤りがないかを網羅的に確認し、その内容も含め監査法人の監査を経たことから、決算数値の精査・確定作業に当初の想定以上に時間を要しました。このため、当社は、平成 30 年 12 月期の決算発表が決算期末後 50 日を超えることとなりました。

2. 今後の予定及び改善への取り組みについて

当社は、今回の決算開示が遅延したことを厳粛に受け止め、PALTEK 香港での体制整備及び当社でのチェック・指導體制の整備を進め、今後の開示時期については期末後 45 日以内に開示できるよう、適切に情報開示を行うよう取り組んでまいります。

株主、投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

以 上